

第 44 回 議会改革推進特別委員会

令和 6 年 12 月 24 日 (火)
15 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員
【議長団・委員外議員】
【事務局】 下間局長、松井次長、~~小寺書記~~
-

議題

- 1 議会による事務事業評価について
 - (1) 本格実施の流れの調整
- 2 政策討論会のあり方について
 - (1) 開催の方向性の確認
- 3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

議会による事務事業評価の本格実施に係る検討事項

1 評価意見書・附帯決議の内容について

- (1) 評価意見書における予算規模の評価については、「拡充」と「縮小」の両方の視点を持つ必要がある。
- (2) 附帯決議に次年度の予算に関する意見を盛り込むかどうか。（あくまでも決算議案に対する附帯決議）
- (3) 附帯決議の議決から当初予算要求（10 月下旬に担当課が財政課に提出）までの期間が短いため、意見を反映することが難しいものもある。

2 3 常任委員会の扱いについて

評価事業の選出、所管事務調査は各委員会の活動として行うが、評価意見書の作成は予算決算委員会の分科会のような任意の活動として行う。

時期	会議等	実施内容
令和 7 年 2 月上旬 (2/7)	全員協議会	3 常任委員会（総務文教、福祉環境、産業建設）による事務事業評価実施事業選出の事前周知 ※令和 6 年度に実施した事業の中から選出 ※選出する評価事業数は各委員会 3 件（計 9 件）
2 月～3 月	3 常任委員会	評価事業選出の協議 ※下記予算決算委員会開催前までに協議を終了
3 月中旬 (3/13)	予算決算委員会 (予算審査終了後)	3 常任委員会の委員長が各委員会で選出した 3 評価事業を報告し、全委員で確認の上、評価事業 9 件を正式に決定
3 月下旬	－	決定した 9 事業について議長から市に通知し「浜田市事務事業評価シート別紙 1」の提出を依頼
4 月～8 月	3 常任委員会	担当課から提出されたシートを基に、評価実施に向け、適宜所管事務調査（関係者意見聴取、先進地視察等）を行う
8 月下旬 (9/1)	－	決算審査に関する資料閲覧要求は、これまでどおり各議員が必要に応じて行う （最終的な要求は議会の検査権の委任を受けた予算決算委員会で決定する）
9 月中旬 (9/18-24)	予算決算委員会 (決算審査)	各議員による事前通告に基づく質疑・採決 （所管事務調査等を参考に質疑により深掘り） （各審査日に「議員事務事業評価シート別紙 2」を全議員が記入しその日のうちに提出）

時期	会議等	実施内容
9 月下旬 (9/26)	予算決算委員会 (審査のまとめ)	13 時から開議（正午までに、3 常任委員会単位で「議会評価意見書別紙 3」を作成） 3 常任委員会単位で作成した議会評価意見書を全委員で確認し、文言調整の上、評価意見書を仕上げ、完成した文言は附帯決議に盛り込む（9 項目） ※令和 5 年度決算審査での附帯決議参考別紙 4
9 月下旬	本会議	予算決算委員会から附帯決議議案を提案
令和 8 年 2 月	全員協議会 (3 月定例会議初日)	市から「決算認定に対する附帯決議」に対する当初予算への反映状況の報告を受ける

3 評価の際に注目すべき視点について

ア 市民ニーズ

- ・市民ニーズをどのように把握し、どのように捉えているか

イ 市民参加、協働の有無

- ・どのような市民参加、協働が図られているか

ウ 市が実施する必要性

- ・市実施及び外部委託等の検討状況はどうか

エ 費用に見合った効果

- ・決算額の状況による効果の評価はどうか
- ・決算額の増減はどうか

オ 目標の達成状況

- ・目標の達成状況をどのように捉え、今後の事業の展開（拡大・縮小等）をどのように考えているか

※ア・ウ・エ・オは、岡山県総社市と同じ

※イは、前回の当委員会で出た意見を追加

※このサンプルは試行で作成した評価意見書の文言をそのまま落とし込んだものです。あくまでもイメージで、実際に附帯決議を作成する際は予算決算委員会で盛り込む内容を協議し決定します。

【参考】

令和5年度決算認定に対する附帯決議

令和5年度の決算認定に当たり、「認定第1号 令和5年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について」に対し、**決算審査全体を通して、また、議会による事務事業評価を実施した結果、令和7年度の執行に当たっては、下記の事項に配慮して取り組まれるよう要望する。**

記

1 事業名と事業内容の乖離の改善について

事業名と事業内容に乖離のある事業が見受けられる。現状の課題解決につながる事業目標を設定し、事業の内容を的確に捉えた事業名となるよう見直されたい。

2 的確な目標設定を踏まえた事業構築の徹底について

「事業構築を行う上での目標設定の徹底について注意喚起を図っている」との報告を受けているが、事業の正確な現状把握に努め、さらなる精査を行い、設定した目標が達成できるよう努められたい。

また、事業内容に類似点が見受けられる事業が散見されるため、類似事業を整理し、効率的かつ効果的な事業執行に努められたい。

3 見守り移動販売支援事業について

事業内容は【要改善】、**予算規模は【拡充】すべきと評価する。**

高齢化が進展し、予約型乗合タクシー、あいのりタクシーの交通確保が進められているが、独居高齢者などの買い物弱者があり、それを支援するこの事業は必要である。さらに拡充する必要があるが、事業の効率性、補助額の金額の検証が必要である。

執行部におかれては、協働のまちづくりを進めており、地域での支え合いづくりは重要であり、この事業の地域の受け入れ体制、地域の主体などの体制整備を確立されたい。また、事業者の状況や意向確認を実施し、**必要であれば予算の拡充が必要である。**

4 医師確保対策事業について

事業内容は【要改善】、**予算規模は【拡充】すべきと評価する。**

精査が必要な点が見受けられるものの、事業目的である総合診療医の獲得・育成は重要であることから、当該事業は継続して行う必要があると考える。また、成果につなげるためには、新たな取組にもチャレンジできる予算も必要ではないか。加えて、短期的な成果が出にくいこともあり、長期的な取組として位置付けられたい。なお、

診療科の偏在があり、総合診療医に限らず、全体的な医師確保・育成には別事業とも整理して取り組まれない。

市に対し、以下の4点を提案する。

(1) 補助金額の見直し

参加者の居住地などを精査し、実態に即した補助額の検討が必要

(2) 情報発信の改善

ウェブなどに掲載されている情報の精査に加えて、パンフレットの配布方法を含めた情報発信方法の改善が必要

(3) 新たなプログラム開発の必要性

浜田市で研修したい（働きたい）と思われるようなプログラムへの見直し及び新規プログラム開発へのチャレンジ

(4) 事業名の変更

「医師確保対策事業」から「総合診療医獲得育成事業」へ変更

5 担い手等育成支援事業について

事業内容は【要改善】、予算規模は【拡充】すべきと評価する。

小規模農家への支援が不足している。他の類似事業と重なる部分があり、構成を考える必要がある。地域計画書の作成が遅れている。以上3点が当該現事業から見出せない。

そのため、他事業（国・県・市）において農家が活用しやすくすべく窓口の一本化を図るべきである。また、農業経営継続を図るため、地域計画の早期作成が望まれる。そして、認定農業者への支援に併せて、農業法人などの組織団体の育成においても結成・支援を図るべきである。

以上、決議する。

令和6年9月30日

浜 田 市 議 会

政策討論会のあり方について

1. 議会基本条例における規定

(政策討論会)

第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

(議員の活動原則)

第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動しなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。

4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

2. 政策討論会開催の流れの再確認

次ページのフロー

3 今後の活用と課題

- ①実績としては、令和元年8月の3常任委員会からの議題提案による開催のみ
- ②現在も3常任委員会では、取組課題として所管事務調査を実施し、各委員会から市長へ提言書を提出している
- ③委員会としての提言を議会全体としての提言とするために、「政策討論会」を活用
 - 提言書完成前に政策討論会を開催
 - 多様な考えや意見を持つ議員が十分議論し、お互いに理解を深めながら、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るというプロセスの意識付け
- ④委員会だけでなく、議員個人や、会派、議員連盟でも議題提案書を出すことは可能
少数議員による提言や政策立案を議会全体としてのものにするために、「政策討論会」を活用
 - 提言書や政策立案完成前に政策討論会を開催
 - 多様な考えや意見を持つ議員が十分議論し、お互いに理解を深めながら、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るというプロセスの意識付け
- ⑤討論結果等の活用の再確認
 1. 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案
 2. 執行機関への政策提言
 3. その他議会における政策形成への反映
- ⑥現在の規程自体に課題があるならば、見直しも可能

政策討論会幹事会・政策討論会のフロー

